

2021年7月

お客さま各位

損害保険ジャパン株式会社

サイバー保険の商品改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度 2021年10月1日以降保険始期契約より、サイバー保険の商品改定をさせていただくことになりました。改定の概要につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 改定する商品

サイバー保険

2. 実施時期

2021年10月1日以降保険始期契約から実施いたします。

3. 概要

主な改定内容は下表のとおりです。

身体障害・財物損壊 事故の補償	◇これまでのサイバー保険で補償の対象外となっていました「他人の身体障害、財物損壊」が発生する事故について、サイバー攻撃に起因して発生した事故にかぎり補償対象とするオプションを新設します。 ◇他人の身体障害、財物損壊を補償対象とする他の賠償責任保険の商品では、2021年10月からサイバー攻撃に起因して発生した事故が補償の対象外となります。サイバー攻撃に起因して発生する身体障害、財物損壊の事故につきましては、サイバー保険にご加入のうえオプションのセットを検討してください。
約款文言の見直し・ 補償対象外事由の削減	◇約款内で使用する用語の見直し、費用保険金の一部の費用の内容の明確化等を実施します。 ◇補償の対象外となる事項を削減し、補償内容を拡大します。
見舞費用の拡充	◇見舞金、見舞品購入費用等の限度額を引き上げます。 ◇法人への見舞費用のお支払対象の事故を情報漏えいから、情報漏えいを含むサイバーセキュリティ事故全般に変更します。
改正個人情報保護法への 対応	◇2022年4月施行予定の改正個人情報保護法により、情報漏えいの被害にあった個人への通知および個人情報保護委員会への報告が義務化されることを踏まえ、通知・報告に要した費用が保険金のお支払対象であることを明確化します。
「遡及日」の廃止・ 費用保険金の発動要件	◇お支払対象となる事故の基準日として設定していた「遡及日」を廃止し、事故の発生日にかかわらず、事故に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けたものを補償の対象とします。 ◇併せて、費用保険金の発動要件保険期間中に事故を「発見」したことに変更します。

ご不明な点および改定内容の詳細につきましては、取扱代理店もしくは弊社までお問い合わせください。

以上